

取扱者	事務局	事務局長	常務理事	副会長	会長	供覧	年月日
金							

4 日 獣 発 第 9 号
令和 4 年 4 月 6 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する 法律の一部の施行について

このことについて、令和4年4月5日付け環自総発第 2204053 号をもって、環境省自然環境局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第39号。以下「改正法」という。)が公布され、犬猫等販売業者に係る犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化等について新たな規定が設けられ、令和4年6月1日の施行に向けて、これまで関連省令及び施行規則について改正が行われてきたところです。

このたびの通知は、①本改正法の趣旨が、マイクロチップの装着及び所有者情報の登録を通じて、都道府県等による災害時及び平時における所有者不明の犬猫の返還の効率化及び返還率の向上を目指したものであること、②動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)において、獣医師の診療範囲として行われる犬又は猫へのマイクロチップ装着について、犬若しくは猫にマイクロチップを装着できない又はマイクロチップを取り外すことができる「やむを得ない事由」は、専門的な知識を有する獣医師のご判断のもとに適切にご対応いただくようご協力いただきたいこと、について周知を依頼されたものです。

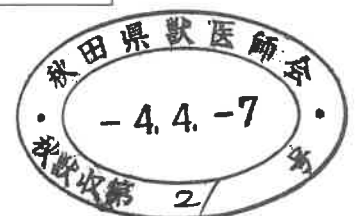
つきましては、貴会会員及び関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

担当：本田・中村・畠山・松岡

TEL：03-3475-1601



環自総発第 2204053 号
令和 4 年 4 月 5 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について

日頃より動物愛護管理行政の推進につき、御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和元年 6 月 19 日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が公布され、犬猫等販売業者に係る犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化等について新たな規定が設けられた。

改正法に基づき、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和 4 年環境省令第 16 号。以下「改正省令」という。）により、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成 18 年環境省令第 1 号）及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和 3 年環境省令第 7 号）について所要の改正を行い、マイクロチップの装着・登録等の義務化に関する規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行される。

これに伴い、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において、獣医師の診療範囲として行われる犬又は猫へのマイクロチップ装着について、犬若しくは猫にマイクロチップを装着できない又はマイクロチップを取り外すことができる「やむを得ない事由」は、専門的な知識を有する獣医師に判断いただくことになる。貴会におかれては、本改正法の趣旨は、マイクロチップの装着及び所有者情報の登録を通じて、都道府県等による災害時及び平時における所有者不明の犬猫の返還の効率化及び返還率の向上を目指したものであることを御理解の上、「やむを得ない事由」の判断については適切に対応いただくよう、地方獣医師会を始めとする関係団体等へ周知のほど、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和4年4月5日

(公財) 日本動物愛護協会
(公社) 日本動物福祉協会
(公社) 日本愛玩動物協会
(公社) 日本獣医師会
(一社) 日本動物看護職協会
中央ケネル事業協同組合連合会
(一社) ジャパンケネルクラブ
(一社) 全国ペット協会
全日本動物輸入業者協議会
(公社) 日本動物園水族館協会
(公社) 日本動物病院協会
(一社) 日本ペット用品工業会
(一社) ペットフード協会
(一社) 優良家庭犬普及協会

御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について

標記の件について、別紙のとおり各都道府県知事、各指定都市の長及び中核市の長宛て通知したので、お知らせします。

環自総発第 2204053 号
令和 4 年 4 月 5 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿
各中核市の長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

令和元年 6 月 19 日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）により新たに創設される、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化等に関する規定は令和 4 年 6 月 1 日から施行される。

これに合わせ、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和 4 年環境省令第 16 号。以下「改正省令」という。）により、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和 3 年環境省令第 7 号。以下「基準省令」という。）についても、所要の改正を行い、令和 4 年 6 月 1 日に施行されることとなっている。

ついては、令和 4 年 6 月 1 日から施行される改正法等の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、改正法等の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

※以降、以下のとおり用語を定義する。

新法：改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

新施行規則：改正省令による改正後の施行規則

新基準省令：改正省令による改正後の基準省令

記

第1．犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着（新法第39条の2関係）

犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならないこととされた。（新法第39条の2第1項）

ただし、取得した犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき及びマイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき、犬猫等販売業者は、当該期限までにマイクロチップを装着する必要はないこととした（新法第39条の2第1項ただし書き及び新施行規則第21条の4第3項）。

「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき」としては、マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されるが、その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。なお、マイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある事由が消滅した後は、速やかにマイクロチップを装着することとした（新施行規則第21条の4第3項ただし書き）。

また、マイクロチップを装着する者を獣医師及び愛玩動物看護師とすることとした（新施行規則第21条の4第1項）。なお、愛玩動物看護師法に基づき、愛玩動物看護師については、診療の補助として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができることとされている。

さらに、犬又は猫に装着するマイクロチップは、犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であって、個々のマイクロチップを識別するために割り当てられる識別番号が電磁的方法により記録されているもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいうこととされた（新法第39条の2第1項）。この基準として、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号とすることとした（新施行規則第21条の4第2項）。

なお、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者には、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならないこととされた（新法第39条の2第2項）。

第2．マイクロチップ装着証明書（新法第39条の3関係）

マイクロチップ装着証明書の記載事項は、マイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第21条の5第1項各号に列記している。主な記載事項に関する規定の趣旨は、以下のとおりである。

- ・マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第1条第1項第3号に規定する開設の場所）を記載事項として設けることとした（新施行規則第21条の5第1項第9号）。

具体的には、診療施設又は動物愛護センター等の施設名及び所在地を記載することが想定される。なお、イベント等の訪問先でマイクロチップの装着を行った場合には、施術を行った獣医師が所属する診療施設名及び所在地を記載するよう運用されたい。

- ・マイクロチップ装着証明書の発行者は、獣医師であるところ、マイクロチップ装着証明書に記載する獣医師の氏名は、実際にマイクロチップ装着の施術をした獣医師のみならず、獣医師又は愛玩動物看護師にマイクロチップの装着を指示した監督的立場の獣医師（例：院長）も含まれることとした（新施行規則第 21 条の 5 第 1 項第 11 号）。

また、原則、登録の申請時にはマイクロチップ装着証明書を添付する必要があるため、犬又は猫の所有者は、登録前において獣医師によるマイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができることとした（新施行規則第 21 条の 5 第 3 項）。

さらに、マイクロチップ装着証明書を発行した診療施設が廃業した場合等、マイクロチップ装着証明書の再発行を受けることができない場合が想定される。このため、当該場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書をマイクロチップ装着証明書とみなせる規定を設けることとした（新施行規則第 21 条の 5 第 4 項）。

第 3. マイクロチップの取外しの禁止（新法第 39 条の 4 関係）

犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、装着されたマイクロチップを取り外してはならないこととされた（新法第 39 条の 4 及び新施行規則第 21 条の 6）。具体的には、マイクロチップ装着部位周辺の適切な診療に支障が生じる場合又は磁気共鳴画像法 (MRI) による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されるが、その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。

第 4. 環境大臣による登録等（新法第 39 条の 5 関係）

環境大臣による登録を行うべき期間について、新法第 39 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した犬猫等販売業者は、マイクロチップを装着した日から 30 日を経過する日（その日までに犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 1 項柱書）。

また、マイクロチップが装着された犬又は猫で、環境大臣の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者は、当該犬又は猫を取得した日から 30 日を経過する日（その日までに犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 1 項柱書）。この場合の具体的な例として、海外からマイクロチップが装着された犬又は猫を輸入した犬猫等販売業者が環境大臣の登録を受ける場合等が該当し得る。このような場合において、犬猫等販売業者以外の者については、新法第 39 条の 5 第 1 項の登録を行うことができることとした（新施行規則第 21 条の 12）。

登録申請書の記載事項は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地、

登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第 21 条の 7 第 2 項各号に列記している。主な記載事項として、新施行規則第 21 条の 7 第 2 項第 11 号において、「狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）第 4 条の登録年月日及び登録番号」を規定した趣旨は、環境大臣による登録を受けようとする者が、その登録を受ける前に、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条第 2 項に基づく登録を受けていた場合、新法第 39 条の 7 第 1 項に基づき環境大臣から通知を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、その保管している犬の原簿と通知された情報を突合することができるようにするということである。

新法第 39 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、登録を受けようとする場合に、申請書にマイクロチップ装着証明書を添付しなければならないこととされた。なお、新法第 39 条の 5 第 1 項第 2 号に基づき、登録を申請する場合には、マイクロチップ装着証明書の添付は不要とされた（新法第 39 条の 5 第 3 項）。また、環境大臣は、登録をしたときは、登録を受けた者に、登録証明書を交付しなければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 4 項）。

登録証明書の記載事項は、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第 21 条の 7 第 4 項各号に列記している。主な記載事項として、新施行規則第 21 条の 7 第 4 項第 3 号において暗証記号を規定した趣旨は、登録等をするために必要な情報として、登録システムに入力する際に必要な事項であるためである。

登録に係る事項の記録の保管期間は、40 年とした（新施行規則第 21 条の 7 第 6 項）。これは、今後の獣医療の発展を勘案し、犬又は猫の寿命が延びることを想定して設けた期間である。

登録を受けた犬又は猫の所有者の氏名又は住所、犬又は猫の所在地のほか、新施行規則第 21 条の 7 第 7 項各号に列記されている事項に変更があった場合には、当該犬又は猫の登録を受けた者は、30 日以内に環境大臣に届け出なければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 8 項）。なお、新施行規則第 21 条の 7 第 7 項第 6 号にマイクロチップの識別番号を設けた趣旨は、マイクロチップの故障等により当該マイクロチップから識別番号を確認することができない場合を想定しており、新しいマイクロチップを装着することで、新しい識別番号に登録情報を変更する必要があるためである。

登録を受けた犬又は猫の譲渡は、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 9 項）。なお、変更登録の申請にはマイクロチップの識別番号と登録証明書に記載された暗証記号が必要であるため、犬又は猫とともに暗証記号が記載された登録証明書を譲り渡す必要がある。変更登録が完了することで、新しい登録証明書が交付され、旧所有者から譲り渡された登録証明書に記載された暗証記号は使用できなくなる。

その他留意事項として、新法の施行日である令和 4 年 6 月 1 日より前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者は、新法施行の日から起算して 30 日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合には、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（改正法附則第 5 条第 1 項）。また、新法施行日より前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有す

る犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができることとされた（改正法附則第5条第2項）。これらの環境大臣の登録は、新法の施行日以後にマイクロチップが装着された犬又は猫についての登録とみなすこととする。

また、本改正法の趣旨は、逸走時の犬又は猫の返還率の向上や返還の効率化、管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進である。登録された所有者情報は犬又は猫の所有権を証明するためのものではなく、登録により交付される登録証明書は、当該犬又は猫の所有権を証明する書類ではないことに留意されたい。従って、動物の愛護及び管理に関する法律第35条に定める犬及び猫の引取り等においては、マイクロチップ装着の有無又は登録証明書の有無若しくは記載事項に関わらず、所有者の判明しない犬又は猫について従来どおり適切に取り扱う必要がある。

第5．所有者の変更登録（新法第39条の6関係）

登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者及び犬猫等販売業者以外の者で登録証明書とともに登録を受けた犬又は猫を譲り受けた者は、犬又は猫を取得した日から30日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、変更登録を受けなければならないこととされた（新法第39条の6第1項）。なお、変更登録においては、初回の登録について適用される規定（例えば、登録証明書の発行や住所等に変更があった場合の届出等）を準用することとされた（同条第2項）。

第6．狂犬病予防法の特例（新法第39条の7関係）

マイクロチップが装着された犬について環境大臣の登録等の手続をした場合において、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の登録事項の変更の届出について、申請又は届出先である犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が求めたときは、環境大臣が当該市町村長に一定の事項を通知することにより、狂犬病予防法に基づく手続が行われることとされた（新法第39条の7第1項）。

具体的には、環境大臣が新施行規則第21条の9第1項各号に列記されている事項を市町村長に通知したときは、市町村長は、狂犬病予防法に基づく登録の申請又は登録事項の変更の届出があったものとみなされることとされた（新法第39条の7第2項）。この場合には、装着されたマイクロチップを狂犬病予防法に基づく鑑札とみなすため、改めて市町村長が鑑札を交付する必要はない。

また、環境大臣に新法第39条の5第8項に基づく登録事項の変更の届出がなされた場合にも同様に、市町村長が求めたときは、当該事項を通知し、狂犬病予防法第4条第4項に基づく登録事項の変更の届出があったものとみなすこととされた（新法第39条の7第3項及び第4項）。なお、犬の所有者の海外への転出により、当該犬の所在地の登録事項を海外に変更した届出を行った場合には、新法第39条の7第3項に基づく通知に関して「当該犬の所在地を管轄する市町村長」を「転出元の市町村長」とみなして環境大臣から当該市町村長に通知することとした。

マイクロチップを装着していた犬から当該マイクロチップが取り外されたときは、当該犬について所有者を証明するものがないことになる。そのため、このような場合において、

犬の所有者は市町村長に届け出なければならないこととし、当該届出があった場合には、市町村長は、犬の所有者に鑑札を交付しなければならないこととされた。（新法第 39 条の 7 第 5 項及び第 6 項）

第 7. 犬又は猫の死亡等の届出（新法第 39 条の 8 関係）

犬又は猫の所有者は、登録を受けた犬又は猫が死亡したときは、遅滞なく、環境大臣に届け出なければならないこととされた。また、獣医師がマイクロチップを取り外したときにおいても同様の届出が必要となることとした（新施行規則第 21 条の 10 第 1 項第 2 号）。これは、登録システムのデータベースから情報を消去する必要があるための措置である。死亡等の届出は、登録を受けた犬又は猫の所有者のほか、動物愛護管理担当職員が、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときにも行うことができることとした（新施行規則第 21 条の 10 第 3 項）。

新施行規則第 21 条の 10 第 4 項の規定の趣旨は、死亡等の届出が、新法第 39 条の 7 において市町村長が求めをした場合であっても、環境大臣から当該市町村長に通知がされないため、新法第 39 条の 5 第 8 項に基づく登録事項の変更の届出とみなすことで、新法第 39 条の 7 第 3 項に基づき環境大臣から当該市町村長に通知する事項とすることである。

第 8. 都道府県等の指導及び助言（新法第 39 条の 9 関係）

犬又は猫へのマイクロチップの装着及びマイクロチップが装着された犬又は猫の登録は、管理責任の明確化を通じて、犬又は猫の適正飼養を推進する観点から重要な制度である。動物の愛護及び管理に関する事務をつかさどる都道府県等において、当該事務が適切に運用されるよう、都道府県等が犬又は猫の所有者に必要な指導及び助言を行うように努めなければならないこととされた。

第 9. 指定登録機関の指定等（新法第 39 条の 10 から新法第 39 条の 25 関係）

これらの規定は、指定登録機関の組織や登録関係事務の実施に関し必要な事項を定めたものである。これについては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令（令和 3 年環境省令第 9 号）の内容を併せて参照されたい。

環境大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録に関する事務（以下「登録関係事務」という。）を行わせることができることとされている（新法第 39 条の 10 第 1 項）。環境大臣は、令和 3 年 6 月 15 日に公益社団法人日本獣医師会を指定登録機関に指定し、実際の登録関係事務は、当該指定登録機関が行うこととしている。なお、改正法附則第 5 条第 4 項の規定により、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録が、マイクロチップ関係の規定の施行日から確実に行われるようにするため、指定登録機関の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、マイクロチップ関係の規定の施行日前においても、行うことができることとされた。

また、令和 3 年 9 月 29 日、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 276 号）が公布され、新法第 39 条の 25 第 1 項に基づく犬及び猫の登録等に係る手数料を定めている。

第 10. 情報の提供並びに申請書及び届出書の提出部数

環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。この項において同じ。）は、都道府県知事及び市区町村長に対し、新法第 35 条第 4 項及び同条第 5 項に規定する事務の実施（所有者がいると推測される犬又は猫についてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するため）に必要な範囲内において、登録システムに保管されている情報の提供を行うものとする。こと、都道府県知事又は市区町村長による当該情報の閲覧を可能とした（新施行規則第 21 条の 11 第 1 項）。

また、環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認める場合において、登録システムに保管されている情報の提供を行うものとする。こと、厚生労働大臣による当該情報の閲覧を可能とした（新施行規則第 21 条の 11 第 2 項）。

さらに、新施行規則第 21 条の 7 第 1 項に基づく登録の申請書（様式第 23）、新施行規則第 21 条の 7 第 5 項に基づく再交付の申請書（様式第 25）、新施行規則第 21 条の 7 第 8 項に基づく登録事項の変更の届出書（様式第 26）、新施行規則第 21 条の 8 に基づく変更登録の申請書（様式第 27）及び新施行規則第 21 条の 10 第 2 項に基づく死亡等の届出書（様式第 28）については、正本の写しを添えることを不要とした（新施行規則第 22 条）

第 11. 動物取扱業に係る飼養管理基準（新法第 21 条関係）

犬猫等販売業者の所有する犬又は猫へのマイクロチップの装着を厳格化するため、改正省令において所要の改正を行った。具体的には、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後 90 以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、新法第 39 条の 5 第 1 項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあっては、同法第 39 条の 6 第 1 項に基づく変更登録）を受けることとした（新基準省令第 2 条第 7 項ア）。なお、この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者については、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けるよう努めなければならないこととしており、義務の対象とはしていない（改正省令附則第 4 条）。

また、販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、基準省令第 2 条第 6 号ハに掲げる動物の繁殖の実施状況について記録した台帳の写しと併せて譲り渡すこととした（新基準省令第 2 条第 6 号ニ）。これは、自治体による立入検査等においては、これらの記録に基づき繁殖に関する基準の遵守状況を確認することになるが、他の業者に当該犬又は猫を譲り渡した場合に、前の業者における当該犬又は猫の繁殖状況の情報を譲り渡した先の業者に引き継ぐこと、基準の遵守状況を正確に把握できるようにするためである。

○環境省令第十六号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月五日

環境大臣 山口 壯

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令

（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業の登録の申請等） 第二条（略） 2・3（略） 4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 四（略） 五 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員 六 事業所に配置される職員の最低数 七（略） （第一種動物取扱業の登録の基準） 第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定め	（第一種動物取扱業の登録の申請等） 第二条（略） 2・3（略） 4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 四（略） （新設） （新設） 五（略） （第一種動物取扱業の登録の基準） 第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定め

る基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ及び第七号ロからへまでに定める内容に適合していること。

三 八 (略)

2 6 (略)

（マイクロチップの装着）

第二十一条の四 法第三十九条の二第一項のマイクロチップを装着

する者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 獣医師法第三条の免許を取得している者

二 愛玩動物看護師法第三条の免許を取得している者

2 法第三十九条の二第一項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号とする。

3 法第三十九条の二第一項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

一 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。

る基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ、第七号ロからへまで及び同号リに定める内容に適合していること。

三 八 (略)

2 6 (略)

（新設）

二 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

(マイクロチップ装着証明書)

第二十一条の五 法第三十九条の三第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 犬又は猫の名
- 二 犬又は猫の別
- 三 犬又は猫の品種
- 四 犬又は猫の毛色
- 五 犬又は猫の生年月日
- 六 犬又は猫の性別
- 七 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- 八 マイクロチップの装着日
- 九 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあつては、獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第一条第一項第三号に規定する開設の場所）
- 十 マイクロチップを装着した施設の電話番号
- 十一 マイクロチップを装着した獣医師（マイクロチップの装着について指示をした獣医師がいる場合にあつては、当該獣医師を、愛玩動物看護師がマイクロチップを装着した場合にあつては、当該愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。第

(新設)

三項において同じ。）の氏名

2 法第三十九条の三第二項のマイクロチップ装着証明書の様式は、様式二十二のとおりとする。

3 犬又は猫の所有者は、法第三十九条の五第一項の登録前において、マイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップ装着証明書が滅失したときは、マイクロチップを装着した獣医師に依頼して、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。

4 マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができない場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、マイクロチップ装着証明書とみなす。

(取外しの禁止)

第二十一条の六 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。

(新設)

(登録等)

第二十一条の七 法第三十九条の五第二項の登録の申請は、様式二十三による申請書を提出して行うものとする。

(新設)

2 法第三十九条の五第二項第三号の環境省令で定める事項は、次

に掲げるものとする。

- 一 申請日
- 二 個人又は法人の別
- 三 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
- 四 犬又は猫の名
- 五 犬又は猫の別
- 六 犬又は猫の品種
- 七 犬又は猫の毛色
- 八 犬又は猫の生年月日
- 九 犬又は猫の性別
- 十 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- 十一 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条の登録年月日及び登録番号
- 十二 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- 十三 登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
- 十四 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
- 十五 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合

-
- 、第一種業種別登録番号
- 十六 登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- 3 法第三十九条の五第五項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の登録証明書の様式は、様式二十四のとおりとする。
- 4 法第三十九条の五第五項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- 二 登録日
- 三 法第三十九条の五第八項の規定による届出、法第三十九条の六第一項の規定による変更登録又は第三十九条の八の規定による届出に必要な暗証記号（アラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限る。）
- 四 犬又は猫の別
- 五 犬又は猫の品種
- 六 犬又は猫の毛色
- 七 犬又は猫の生年月日
- 八 犬又は猫の性別
- 5 法第三十九条の五第六項（法第三十九条の六第二項において準
-

用する場合を含む。）に規定する登録証明書の再交付の申請は、様式二十五による再交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

6 法第三十九条の五第七項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める期間は、四十年とする。

7 法第三十九条の五第八項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録又は変更登録を受けた犬又は猫の所在地

二 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

三 犬又は猫の名

四 犬又は猫の毛色

五 前二号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項

六 マイクロチップの識別番号

七 登録事項の変更の場合にあつては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

8 法第三十九条の五第八項の規定による届出は、様式二十六による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

(変更登録)

第二十一条の八 法第三十九条の六第一項の変更登録は、様式二十七による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(新設)

(狂犬病予防法の特例)

第二十一条の九 法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
- 二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
- 三 登録又は変更登録日
- 四 個人又は法人の別
- 五 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- 六 登録又は変更登録を受けた犬の名
- 七 登録又は変更登録を受けた犬の品種
- 八 登録又は変更登録を受けた犬の毛色
- 九 登録又は変更登録を受けた犬の生年月日
- 十 登録又は変更登録を受けた犬の性別

十一 前五号に掲げるもののほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項

十二 登録の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録年月日及び登録番号

十三 変更登録の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

十四 変更登録の場合にあつては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

2 法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地

二 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

三 登録事項の変更の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

四 犬が死亡した場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第八条第一項第二号及び第三号に規定する事項

五 登録事項の変更の場合にあつては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

(死亡等の届出)

第二十一条の十 法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 犬又は猫が死亡したとき。

二 第二十一条の六の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。

2 法第三十九条の八の規定による届出は、様式二十八による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

3 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であつて、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、法第三十九条の八第一項の規定による死亡等の届出を行うことができる。

4 法第三十九条の八の規定による届出は、法三十九条の五第八項の規定による届出とみなす。

(情報の提供)

第二十一条の十一 環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。第二項において同じ。）は、都道府県知事及び市区町村長に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

(新設)

(新設)

2 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に關して必要な情報の提供を行うものとする。

(犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録)

第二十一条の十二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、法第三十九条の五第一項の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。この場合において、当該登録は、法第三十九条の五第一項の登録とみなす。

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通(第二十一条の七第一項、第五項及び第八項、第二十一条の八並びに第二十一条の十第二項の申請又は届出にあつては、正本のみ)を添えてしなければならない。

(新設)

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

様式第2 (株主名簿の記載用)

発行済株式総数
株 数

年 月 日

提出者 以 上
(法人にあっては、取締役(代表取締役の氏名)
全 所 長
電話番号

第一 議決権の放棄・変更の届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
住所内住所・所在地
議決権の放棄・変更の氏名
予として取り扱う議決権の種類及び数
議決権の所有権・譲渡及び消滅
投票の氏名・住所
議決権以外の事項において議決権の行使を許さる議決
権の行使に必要となる事項の記載等をする議決
権の行使に必要となる事項の記載等
大株主優待受取権利

変更したので、

議決権の放棄及び譲渡に際しては、第2項の欄に記入し、下記のとおり開けられます。

記

1 議 決 年 月 日	年 月 日
2 議 決 番 号	
3 議決権放棄の氏名	☐ 譲渡 ☐ 消滅 ☐ 譲渡 ☐ 譲渡
	☐ その数
4 変更内容	(1)変更前 (2)変更後
5 議 決 年 月 日	年 月 日
6 議 決 権 所 有 者	
7 議 決 権 数	
8 議 決 権 数	

1. 議決権の放棄・譲渡は、前記する欄に記入すること。
2. この提出用紙は、議決権放棄は、議決権放棄の氏名を記入し、議決権の譲渡は、譲渡の氏名を記入すること。
3. この提出用紙は、議決権の譲渡は、議決権の譲渡の氏名を記入し、議決権の譲渡は、譲渡の氏名を記入すること。

様式第2 (株主名簿の記載用)

発行済株式総数
株 数

年 月 日

提出者 以 上
(法人にあっては、取締役(代表取締役の氏名)
全 所 長
電話番号

第一 議決権の放棄・変更の届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
住所内住所・所在地
議決権の放棄・変更の氏名
予として取り扱う議決権の種類及び数
議決権の所有権・譲渡及び消滅
投票の氏名・住所
議決権以外の事項において議決権の行使を許さる議決
権の行使に必要となる事項の記載等をする議決
権の行使に必要となる事項の記載等
大株主優待受取権利

変更したので、

議決権の放棄及び譲渡に際しては、第2項の欄に記入し、下記のよう開けられます。

記

1 議 決 年 月 日	年 月 日
2 議 決 番 号	
3 議決権放棄の氏名	☐ 譲渡 ☐ 消滅 ☐ 譲渡 ☐ 譲渡
	☐ その数
4 変更内容	(1)変更前 (2)変更後
5 議 決 年 月 日	年 月 日
6 議 決 権 所 有 者	
7 議 決 権 数	
8 議 決 権 数	

1. 議決権の放棄・譲渡は、前記する欄に記入すること。
2. この提出用紙は、議決権放棄は、議決権放棄の氏名を記入し、議決権の譲渡は、譲渡の氏名を記入すること。
3. この提出用紙は、議決権の譲渡は、議決権の譲渡の氏名を記入し、議決権の譲渡は、譲渡の氏名を記入すること。

様式第22（第21条のもちこみ書類）

年 月 日

(新設)

マイナンバー申請証明書

申請の受理及び申請に関する法律第22条の第1項の規定に基づき、下記のとおりマイ
ナンバー申請受理証明書を行います。

記

1 マイナンバーの識別番号	
2 本人は誰の名	
3 本人は誰の別	☐ 夫 ☐ 妻
4 本人は誰の住所	
5 本人は誰の生年	
6 本人は誰の生年月日	年 月 日
7 本人は誰の性別	☐ 男 (オ) ☐ 女 (メ)
8 2から7までのほか本人は誰の申請 となるべき事項	
9 マイナンバーの取得日	年 月 日
10 マイナンバーを申請した施設名を はなれば「申請施設」にあつては施設管 理運用規則第1条第1項第3号に規定 する施設の住所	〒
11 マイナンバーを申請した施設の要 領番号	

マイナンバーを申請した施設の名を

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

年 月 日

申請人住所 (指定区域外) 都

申請者 氏 名
(法人にあっては、代表取締役等の氏名)
住 所 〒
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
電話番号

登録申請書

前条の多額出資等(第1条の7第1項)に該当する者(第2項の規定に基いて、1項の1にあり所収する又はは
他の出資者)を申請します。

記

1 登録を受けようとする者又は 既に登録されている者又は その子の識別番号	☐ 個人 ☐ 法人
2 登録を受けようとする者の個人 又は法人の別	
3 登録を受けようとする者の電 子メールアドレス	☐ 登録を受けようとする者と同じ +
4 本人は他の所有権	
5 本人は他の名	
6 本人は他の別	☐ 大 ☐ 小
7 本人は他の品	
8 本人は他の毛	
9 本人は他の自年月日	年 月 日
10 本人は他の性別	☐ 雄 (オス) ☐ 雌 (メス)
11 4から10までの1から本人は 他の特長となるべき事項	
12 印大時平防法施行規則第4条 第1項に基いて大の登録年月 日	年 月 日

(新設)

12 居住者及び治癒(短期第1条第1項)に依つて人の登録番号			
13 申請書を提出する者(登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合)		1) 氏名(法人にあつては、名称及び担当者の氏名)	
		2) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
		3) 電話番号	
14 動物取扱業者の別(登録を受ける者とする者が動物取扱業者の場合)		☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者	
15 第一種動物取扱業者の登録及び登録番号(登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合)		☐ 販売; ☐ 広告; ☐ 貸出し; ☐ 飼育; ☐ 展示; ☐ 譲りあつせん業; ☐ 譲受則変更; ☐ 譲渡し; ☐ 飼育	
16 第二種動物取扱業者の登録及び登録番号(登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合)		☐ 貸出し; ☐ 飼育; ☐ 譲渡	
17 飼の購入又は譲渡のペイクロソフの識別番号(登録を受けようとする者が大規模販売業者の場合)		ペイクロソフの識別番号を記載できない場合の欄は、	
18 添付書類		☐ ペイクロソフの登録証明書	

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本製紙規格A4とすること。

様式第24（第21条の7第3項関係）
第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律
第30条の5第1項の登録
第30条の6第1項の変更登録
をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（特任登録官）
登録日： 年 月 日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 所属番号	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）

備考 この登録証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（新設）

年 月 日

(捺印)

課税大臣 (所定印押欄) 殿

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

電話番号

再交付申請書

動物の保護及び管理に関する法律第38条の5第6項 (同法第39条の5第2項において準用する同法第38条の5第2項) の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に貼付されているマイクロチップの識別番号	
----------------------------	--

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第22 (第21条の8関係)

年 月 日

環境大臣 (特定記録簿部) 殿

申請者 氏 名
(法人にあっては、各役員(代表者の氏名)
を 所 示
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
電話番号

「特定記録簿」

動物の愛護及び管理に関する法律第30条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり所定する犬又は猫の特定記録簿を作成します。

記

1 特定記録を受けようとする者の の法人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
2 特定記録を受けようとする者の の電子メールアドレス	
3 犬又は猫の所在地	☐ 住所を受けようとする者を所じ す
4 犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
5 犬又は猫の番	
6 犬又は猫の毛色	
7 犬及び猫のほめ犬又は猫の特 徴となるべき事項	
8 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく人の登録年度	年度
9 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく犬の登録番号	
10 申請書を作成する者 (特定記 録を受けようとする者の申請書 を作成する者と異なる場合は)	1) 氏名 (法人にあ つては、各役員及び 担当者)の氏名 2) 住所 (法人にあ つては、主たる事務 所の所在地) 3) 電話番号

(新設)

11. 船舶取扱業者の別（付見送船を受けようとする旨は船舶取扱業者の欄へ）	☐ 第一種船舶取扱業者 ☐ 第二種船舶取扱業者
	☐ 採着：
	☐ 採着：
12. 等、船舶物取扱業者の受渡及び送附等（付見送船を受けようとする旨は等一船舶取扱業者の欄へ）	☐ 貸出し： ☐ 引揚： ☐ 運搬： ☐ 搬りあげ又は入搬： ☐ 搬送設備：
	☐ 搬送機
13. 第二種船舶取扱業者の受渡（付見送船を受けようとする旨は第二種船舶取扱業者の欄へ）	☐ 採着： ☐ 貸出し： ☐ 引揚： ☐ 運搬： ☐ 搬りあげ又は入搬： ☐ 搬送設備：
	☐ 搬送機

備考 等 この取扱業者の別は、日本郵政特入とする。

年 月 日

(新設)

関係人氏 (特定連絡機関) 殿

届出者 氏 名
(法人にあつては、代表取締役者の氏名)
住 所
電話番号

死亡等の届出書

〔大又は第4条に規定した
第31条の6の規定により、検視師がマイクログラフを取り出した
〕のて、
動物の看護及び管理に關する法律第39条の8第1項の規定に基きて、F記のとおり届け出ます。

記

1	大又は第4条に規定されているマイクログラフの識別番号	
2	届出者中の電話番号	年 月 日
3	狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づき、犬の登録年度	年度
4	狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく、犬の登録番号	

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本郵政規格A4とすること。

(第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省の一部改正)

第二条 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和三年環境省令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準) 第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。	(第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準) 第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ (略)

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(一) (略)

(二) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとする。飼養期間が長期にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(イ)・(ハ) (略)

(ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模を有する分離型運動スペースを備えること。

(4)・(6) (略)

ハ (略)

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ (略)

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(一) (略)

(二) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとする。飼養期間が長期にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(イ)・(ハ) (略)

(ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。

(4)・(6) (略)

ハ (略)

二五 (略)

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イハ (略)

二 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。

ホリ (略)

七 その他動物の愛護及び適正な使用に関し必要な事項

イテ (略)

ア 販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

二五 (略)

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イハ (略)

(新設)

ニチ (略)

七 その他動物の愛護及び適正な使用に関し必要な事項

イテ (略)

(新設)

(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準) 第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ (略) ロ 飼養施設に備える背淵の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1) (9) (略) (10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。 (一) (四) (略) (五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。 (イ) (略) (ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとするこ	(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準) 第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ (略) ロ 飼養施設に備える背淵の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1) (9) (略) (10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。 (一) (四) (略) (五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。 (イ) (略) (ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとするこ
(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準) 第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ (略) ロ 飼養施設に備える背淵の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1) (9) (略) (10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。 (一) (四) (略) (五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。 (イ) (略) (ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとするこ	(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準) 第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ (略) ロ 飼養施設に備える背淵の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1) (9) (略) (10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。 (一) (四) (略) (五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りではない。 (イ) (略) (ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとするこ

と。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(i) ～ (iii) (略)

(iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模を有する分離型運動スペースを備えること。

(11) ～ (13) (略)

ハ (略)

二七七 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。ただし、第二条中第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第二条第一号及び第三条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

と。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(i) ～ (iii) (略)

(iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。

(11) ～ (13) (略)

ハ (略)

二七七 (略)

(様式に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(準備行為)

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則

第五条第二項の規定による登録については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の七の規定の例により、この省令の施行の日前においても行うことができる。

(マイクロチップの装着に関する努力義務)

第四条 この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡の日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着

し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならない。

